

福岡広域都市計画地区計画の決定（那珂川市決定）

山田地区地区計画

事 項	時 期	備 考
	2019 年	
知事への下協議	1 月～2 月	
地区計画地権者説明	1 月 30 日（水）	都市計画法第 16 条第 2 項
住民説明会	3 月 19 日（火）	
計画原案の縦覧	4 月 1 日（月） ～15 日（月）	那珂川市地区計画等の案の作成手続 に関する条例第 2 条第 1 項
公聴会の開催等	申出が無かったため 不開催	都市計画法第 16 条第 1 項
都市計画案の作成	5 月	
知事への事前協議	5 月 13 日～6 月 20 日	
計画案の縦覧	7 月 1 日～16 日	都市計画法第 17 条第 1 項 意見書なし
那珂川市都市計画審議会	8 月 5 日	都市計画法第 19 条第 1 項
知事への法定協議、回答	8 月上旬～中旬	都市計画法第 19 条第 3 項
都市計画の決定告示及び 図書の縦覧	8 月下旬	都市計画法第 20 条第 1 項・2 項